

第34 最高速度（区域）

	規制目的	区域を指定して行う最高速度の規制は、地域全体について走行速度を抑制し、交通の安全と円滑を図り、併せて道路交通に起因する障害を防止する。
規制実施基準	根拠等	法第22条 標識 最高速度 323 特定の種類の車両の最高速度 323の2及び503-A 標示 最高速度 105
規制実施基準	区域、道路の区間又は場所	1 生活道路 原則として、生活道路における交通事故抑止のためのゾーン対策を実施すべき区域とする。 2 広範囲の場合 原則として市街地や住宅街とするが、道路及び交通の状況から特に必要があると認められる地域も対象とすることができるものとする。
規制実施基準	対象	車両等
規制実施基準	留意事項	1 生活道路を対象とした区域を決定する際は、関係者（住民、自治体、道路管理者等）で協議・調整を行うこと。 2 当該区域規制が「市内全域」等のように広範囲に及ぶ場合、規制区域の境界は、一般ドライバーに分かるような河川、行政区域境等とすること。 3 規制区域内であっても、道路及び交通の状況から必要と認められる場合は、区間規制として速度の引上げ又は引下げを行うこと。
設置道路基準	設置場所	1 道路標識323 最高速度 最高速度を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端 2 道路標識323の2 特定の種類の車両の最高速度 車両の種類を特定して最高速度を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端
設置道路基準	設置方法	1 生活道路において区域の境界部に区域規制標識を設置する場合は、原則として背板を用いた区域規制標識を左側の路端に設置するものとする。 なお、ゲート性をもたせるため、ゾーン入口の右側の路端にも併せて設置することができるものとする。 2 道路及び交通の状況により必要がある場合は、オーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式により設置するものとする。 3 区域の境界部において、区域外から区域内へ進行しようとする車両に対して始点標識を設置する場合は補助標識「始まり(505-C)」を、区域内から区域外へ進行する車両に対して終点標識を設置する場合は補助標識「終わり(507-D)」をそれぞれ附置するものとする（図例(1)参照）。 4 区域を指定して交通の規制を行う場合に設置する区域内標識については、補助標識「区域内(506の2)」を附置し、原則として背板を用いないものとする（図例(1)参照）。 5 区域内の道路に指定区域内における最高速度と異なる最高速度を指定した道路が交差する場合には、異なる最高速度指定区間と指定区域の道路との境界の地点に設置する指定区域及び指定区間の終点標識は、省略するものとする（図例(2)参照）。

道 路 設 置 基 準	設置方法	<p>図例(1) 区域を指定して行う場合</p>
	設置場所	最高速度を指定する区域内又は道路の区間に必要な地点
道路標示	設置方法	第33 最高速度（区域、自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。）に同じ。

図例(2) 指定区域の中にこれと異なる最高速度を指定する区間がある場合

